

第166回国会閣第80号に対する修正案

第168回国会衆議院厚生労働委員会可決

労働契約法案に対する修正案

労働契約法案の一部を次のように修正する。

第一条中「及び労働契約と就業規則との関係等」を「その他労働契約に関する基本的事項」に改める。

第三条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

- 2 労働契約は、労働者及び使用者が、就業の実態に応じて、均衡を考慮しつつ締結し、又は変更すべきものとする。
- 3 労働契約は、労働者及び使用者が仕事と生活の調和にも配慮しつつ締結し、又は変更すべきものとする。

第四条第一項中「締結し、又は変更した後の」を削り、同条第二項中「内容」の下に「（期間の定めのある労働契約に関する事項を含む。）」を加える。

第五条中「より」を「伴い」に改める。

第六条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（労働契約の成立）」を付する。

第七条の見出しを削り、同条中「使用者が合理的な」を「労働者及び使用者が労働契約を締結する場合において、使用者が合理的な」に、「周知させた」を「周知させていた」に改める。

第十四条第二項を削る。

第十七条第一項中「ないときは」を「ある場合でなければ」に改める。

附則に次の一条を加える。

（日本年金機構法の一部改正）

第六条 日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第二項中「（労働契約法（平成十九年法律第▼▼▼号）第十四条第二項に規定する出向をいう。）」を削る。